

未刊行資料の解読によるフレーベルの『ヘルバ・プラン』の研究
—ヘルバにおけるフレーベルの教育活動（1827-29）を焦点化して—

小笠原 道 雄

A Study on Fröbel's unpublished Material (Nachlass) and the Formation of
Fröbel's educational Thought on Helba Plan
- Focusing on Fröbel's educational Activities in Helbare - Period (1827 - 31) -

Michio Ogasawara

The purpose of this study is to make the Formation of Fröbel's educational Thought on the Plan of the institutional Education, especially, on Fröbel's Educational Activities in Helbare - Period (1827 - 31) achieved by reading unpublished material.

As unpublished material use to the following writer's properties materials:

1. Allgemeine Zeitvertheilung.
2. Uebersicht der Unterrichtsgegenstände in der Volkserziehungsanstalt. (Helba 1829)
3. Als besondere Bedingungen des Eintritt in die Erziehungsanstalt kommen zu der aus der Anzeige schon bekannten noch diese hinzu.

キーワード

フリードリヒ・フレーベル Friedrich Fröbel

国民学校（教育施設）構想, Plan of the institutional Education

ヘルバ・プラン Helba・Plan

未刊行資料 Unpublished Material (Nachlass)

ベルンハルト公爵 (Herzog Bernhard von Sachsen=Meiningen=Hildburghausen)

所属

広島文化学園大学大学院 Graduate School of Hiroshima Bunka Gakuen University

教育学研究科 Graduate School of Education

はじめに

本研究は平成27-29年度の科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（基盤研究（C）（一般））による「未刊行資料の解読によるフレーベル保姆養成の思想・制度・カリキュラムとその評価研究」の前段（源泉）となるフレーベルの「ヘルバ・プラン（Helba Plan）」をカイルハウ遺稿59点、バートブランケンブルク・フレーベル博物館所有のオリジナル資料を利用してその全容を解明するものである。

論者はすでに平成9-10年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））の交付を受け、「ヘルバ・プラン」構想を解明することにより、フ

レーベルの「学校教育学」の全体構想を明らかにした（「未刊行資料の解読によるフレーベルの「ヘルバ・プラン」の研究」（研究課題番号:9610259）を『研究成果報告書』（平成11年3月）として提出している）。今回は特に、フレーベルの学校教育の源泉ともなるフレーベルの『ヘルバ・プラン』に特化しチューリンゲン州立博物館（Thüringer Landmuseum Heidecksburg）所有の未刊行資料23点を中心にその解読をおこない、さらに関係文献の調査から「ヘルバ・プラン」構想の形成過程を以下の時期に区分し、その全体構想を明らかにし、併せて同プランの挫折の原因を解明する。特に、同プランの挫折の原因は、日本はもとよりドイ

ツ本国においても H. ハイラントの130点にわたる証拠文献 (Dokumente) の調査と考察にも関わらず、いまなお正確に理解されていないように論者には思念されるからである。H. ハイラントは「挫折」の局面 (Phase) を六段階に区分し、考察しているが、最終段階の局面 6. を、「停滞と断念」(Stagnation und Resignation) として「ヘルバ・プランの最終局面に関わる18点の証拠文献は、フレーベルの人格の特徴を際立たせる」¹⁾ ものと記述している (vgl., H. Heiland, s.198. 以下, 脚注として論文末尾に一括掲載)。

従って、この H. ハイラントの記述からは、一般にはフレーベルの側に何らかの落ち度があったとは受け取られない曖昧さが残るのではないかと論者は考える。これらの印象をさらに補強したのが W. ランゲによる『教育学選集本』の「編纂者の緒言」の記述である。ランゲは、「ヘルバの計画 [の資料] ([] 内は論者注記) は全部現存しているが、しかし、この計画の正しい評価をするためには、私には余りにも庞大であるように思われる。それ故に、私はこの国民学校でもってフレーベルが何を目論んでいたかということがそこから充分に出てくるような、計画された国民学校についての告示の構想をとりあげる」²⁾ と記述している (玉川大学出版部版『フレーベル全集』第三巻教育論文集)。以下、ランゲ版では「ヘルバにおける国民学校に関する告示」のタイトルで「告示」が紹介される。しかしわれわれはこの「告示」の記述の内容を注意深く解読することが重要である。

[* ドイツの公民に (An das deutsche Publikum)

マイニンゲンに程遠くないヘルバの国民学校についての告示、および、その学園の校長であり、一般ドイツ学園の校長である F・W・A・フレーベルによって与えられ、その国民学校と一緒に統合された、三歳から六歳までの孤児のための養育および発達の学園についての告示。』³⁾

この告示には「国民学校」についての告示ならびにその国民学校と「一緒に統合された三歳から六歳までの孤児のための養育および発達の学園」が共存することが含意されているのである。そして、フレーベルの主眼は、後者すなわち「孤児のための養育および発達の学園」にあったのである。

一般には、「公示」が「国民学校」の紹介に重点がおかれ、フレーベルの眼目と異なる点に、ヘルバ・プラン挫折の要因が潜んでいることをわれわれは注意深く読み取らなければならない。

問題提起

フレーベルの保姆養成に関する具体的な活動はその晩年に行われた。具体的には、1. パート・ブランケンブルク近郊の施設としては、1) 1839年の「児童指導者のための養成施設」、2) 1840年の「児童指導者コース」、3) 1834年から45年までの「カイルハウ保姆養成施設」、4) 1848年の「ルドールシュタット養成施設」、5) 1849年の「リーベンシュタイン養成施設」である。その他遠隔地では、1. ドレースデン保姆養成施設、2. ハンブルク幼稚園教員養成コースが有名である。

しかし、これらフレーベルの晩年の保姆養成に関わる活動には、実際は、協力者であり、親友でもあった W. ミッテンドルフ (Middendorf, Wilhelm 1793-1853) によってなされたものである。従って、われわれがフレーベル独自の保姆養成の思想・制度・カリキュラム等を探求しようとするならば、思想・制度・カリキュラム等が具体的に表記された「資料」とその実践の「実像」を探求する必要がある。その資料が「ヘルバ・プラン (HelbaPlan)」(1829) で、正式には、「マイニンゲン近郊ヘルバの国民学校舎及びそれに接続された3~6歳の孤児のための世話と発達のための施設に関する公告」³⁾ という名称のものである。

周知のように、カイルハウ学園は1826年以降、生徒たちの相次ぐ退学、それに伴う財形的困窮から危機的状況に陥っていた。このカイルハウ学園での教育活動の挫折後、フレーベルは活動の新天地を求めていた。そのフレーベルが意図したのは、ザクセン=マイニンゲン=ヒルトブルクハウゼンのベルンハルト大公 (Herzog Bernhard von Sachsen=Meiningen=Hildburghausen) と接触を持ち、ヘルバの農場に理想の学舎=施設を設置しようとするものであった。

ヘルバという地名である農場そのものは、フレーベルの運動を支え、フレーベルの重要な文献の編纂者でもある W. ランゲ (Lange, 1826-

84) が、すでにその編纂本『フリードリヒ・フレーベルの教育学選集』(Friedrich Fröbel's gesammelte Schriften. Hesg. v. Dr. Wichard Lange. 1. Bd.) のなかで詳細に記述しているように、当時交通の要諦として便の良い、かつ自然の豊かな「チューリンゲンの森の西南端にある非常に住み心地のよい小さな盆地」にあった⁴⁾

(「第二章マイニンゲン領ヘルバに計画された国民学校」所収; 玉川大学出版部刊『フレーベル全集第三巻, 1977, p.75.』) そのヘルバの農園三十エーカー [Aecker; 耕地面積の単位, 1アーカーは0.2-0.6ヘクタール] という広大な領地と年四千グルデン [通貨単位] の援助資金とが約束されたのであった。[] 内は論者注記。

W. ランゲの言葉を要約すれば、人間模様の実に複雑な中ではあったが、このような条件でフレーベルは大公と希望に満ちた協定を結ぶことに成功した。ヘルバの農場は国民学校舎の設立に用立てられることになったのである。

本論

「ヘルバ・プラン」構想の内容と形成過程並びに挫折の原因

1 節 「ヘルバ・プラン」構想の内容

われわれはすでに言及したランゲ版のヘルバにおける国民学校に関する「告示」が、一般ドイツ学園の校長である F・W・A・フレーベルによって与えられ、その国民学校と「一緒に統合された、三歳から六歳までの孤児のための養育および発達の学園」についての「告示」でもある点に注目しなければならない。それは1828

年から29年にかけてマイニンゲン公国に提出されたフレーベルの真意である『国民教育施設』による構想「ヘルバ・プラン (das Helbaer Projekt)」なのである。すでに言及したようにこの構想は、7歳から12~14歳までの子どもを対象とする「国民教育施設 (Volkserziehungsanstalt)」を中核に、就学前教育から大学入学資格取得ないし職業教育まで視野に入れた壮大な構想なのである。

論者の手元には「ヘルバ・プラン」に関する三葉のオリジナル資料がある。[論者注記: 末尾に掲載。本オリジナル資料は正本のコピーである。第一回「日・独フレーベル会議」(1996)の折フレーベル博物館の館長 M. ロックシュタイン女史から論者に記念として寄贈された。裏面に <ファクシミリ (Faksimile) Staatl. Museum Heidcksburg> の押印がなされている。末尾に三葉の図で示した。]

以下それ等を利用して1. フレーベルの人間の発達との関連で考える「学校教育」の原型としての「国民教育施設」の構想と、2. 学校教育における「一般的時間割 (Allgemeine Zeitvertheilung)」を表記し、そして3. の資料: 「教育施設への入学の特別な諸条件としてさらに周知されるべき通知 (Als besondere Bedingungen des Eintrittsindie Erziehungsanstalt kommen zu der aus der Anzeige bekannten noch hinzu.)」を示す。結論を先取りして述べれば、このフレーベル自身による「教育施設入学者」に通告した文章である「第三の資料」こそ、後に「ヘルバ・プラン」を挫折させる重要なモメントになるのである。

1. 人間の発達段階を基礎とする「国民教育施設 (Volkserziehungsanstalt)」4)

人間の発達段階	教育施設			
幼児期: 3歳から6歳までの < 感覚・心情陶冶 >	ヘルバの「養育と発達の施設」			
少年前期: 7歳から12歳まで < 認識の陶冶 >	ヘルバの「国民教育施設」 基礎づけクラス / 訓練クラス / 達成・表現・応用クラス			
少年後期 ~ < 行為能力の陶冶 >	カイルハウ一般ドイツ教育施設	オーバーニッツ・ドイツ職業のための陶冶施設	ヒルトブルクハウゼン・マイニンゲン公州立教員養成ゼミナル	実生活・徒弟奉公・家政等
	大学	自己陶冶のための施設		

この「国民教育施設」の構想では、人間の発達段階に応じた幼児期がヘルバの「養育・発達の施設」に、そして少年前期がヘルバの「国民教育施設」に〈基礎づけクラス〉〈訓練クラス〉〈達成・表現・応用クラス〉の三クラスに区分して、〈認識の陶冶〉が割り当てられている。

それらを基礎に少年後期が、行為能力の陶冶として、フレーベルがかつて実践したカイルハ

ウの「一般ドイツ教育施設」が位置づけられている。そして大学においてまさに「自己陶冶」の施設として人間教育は完成するのである。

以上のように、フレーベルの発達段階を基礎とする「国民教育施設」は、一貫性を保持し、連続した「人間の教育」の全体であり、それを具体化したプランがまさに「ヘルバ・プラン」であったのである。

2. 寄宿舎の学校生活の構成 5)

平日		日曜日	
4:30	起床, 洗顔, 着衣	5:00-6:00	起床, 洗顔, 着衣
4:30-5:30	自由 (一日の準備)	6:00-7:00	自由
5:30-6:00	朝の礼拝 (礼拝堂に全員集合)	7:00-7:30	朝の唱歌
6:00-8:00	授業	7:30-8:00	朝食
8:00-9:00	朝食・衛生面や服装の点検	8:00-9:00(9:30)	自由
9:00-13:00	授業	9:30-11:00	教会に出席
13:00-13:30	昼食	11:00-13:00	自由
13:30-14:00	作業の分担	13:00-14:00	昼食
14:00-16:00	農地・庭園・牧草地での作業*	14:00-19:00	散歩
16:00-17:00	休憩	19:00-20:00	夕食
17:00-19:00	家庭作業	20:00-	唱歌等
19:00-19:30	唱歌・反省等	22:00	就寝
19:30-20:00	夕食		
20:00-21:30	自由 (翌日の唱歌・遊び・散歩・体育・作業の準備, 衣服や靴の準備)		
21:30	就寝		

* 水曜日・土曜日には工場などの見学にあてられることになっていた。

その他、フレーベルの「ヘルバ・プラン」における学校生活では、「生活圏に密着した教授・教授の対象」並びに「生活圏における創造・表現としての作業」が考えられ、とりわけ、生活圏にみられる事柄の持つ法則性—晩年のフレーベルにおける「遊戯活動」の本質—を先取りしているのである。さらにフレーベルはこの国民教育施設構想においてその作業内容として施設全体の教育活動を円滑にする「内的維持」と施設運営のための収入確保を目的とする項目まで設定しているのである。⁶⁾

ハイラントによれば、このような施設の維持、管理のために製作品を販売するという着想は、フレーベルによるカイルハウの実践でも実際になされていたことであった。事実、フレーベルはこれを担保に故国シュバルトブルク・ルドー

ルシュタト当局から多額の資金を借り受けていたのであるが、返済をしていないようである。⁷⁾ (vgl. H. Heiland, s. 185)

だがこうした事情は、「ヘルバ・プラン」の交渉時にマイニンゲン公国の政務担当者からも問題視され、国民教育施設の開設にあたって財政的基盤に関するさまざまな条件が付加されることになった。仮協約によると、国民教育施設は学費年間100ターレルを納入可能な生徒を最低20名確保してはじめてフレーベルの施設が開設され、フレーベルへの年、1000ターレルが担保されるという条件である。(vgl. a. a. O., 180ff.) この場合、具体的な施設での内容からは、最低でも職員16名(フレーベル夫妻、ランゲタール、ミッテンドルフ、バーロップおよび彼等の家族、農業指導担当夫妻、その他の職員

として料理人や家政・寝室担当の女中など)に生徒20名を加えた合計36名の生活費を考慮しなければならないものであった。この数字からは当時のドイツ社会の一般の生活費を考慮すると、フレーベルの国民教育施設での生活費は最低でも1700ターレルの歳出が見込まれることになる。(参照:W・H・ブリューフォード著上西川原章訳『18世紀のドイツ=ゲテ時代の社会的背景=』,三修社,1974年)

われわれはフレーベルの考えるこの「国民教育施設」とマイニンゲン公国の財務担当者達が考える財政的基盤をめぐる意識の差異のなかに本「プラン」の先行きにある種の危惧が見取れる。さらにフレーベル自己の国民教育施設を私立学校として計画し、教育目標や教育内容に関してマイニンゲン公国当局から指示を受けず、校長たるフレーベル自身にすべてを委ねることを願っているのである。⁸⁾(vgl. a. a. O., s. 283) フレーベルの理念先行型の意識に支えられたこの強気な姿勢と財政的なものに関する楽観的な態度と公国財務担当者の抱く厳しい条件—。その両者の意識の差異を超えて「仮協約書」は締結された。そこには「ヘルバ・プラン」の先行きが暗示されているように論者には思念される。

H.ハイラントは、フレーベルのこの「姿勢」や「態度」を「フレーベルの人格」としている。フレーベルの性格と読み替えてもよいように論者は考える。

先にわれわれはこのフレーベルの〈寄宿舎の学校生活の構成〉について論究した。そしてそこに見られるフレーベルの「姿勢」や「態度」についても言及した。そこには一言でいえば、その『厳格さ』,とりわけ、生活秩序の厳格さ、時間の厳守の「態度」がみられた。またそこには、前期フレーベルの人格的特徴といってもよい人間発達の法則に基づく規則性の強調がうかがわれる。

このようにこの期のフレーベルには「理念に基づく希望と楽観」と「人間発達の法則に基づく生活の厳格性」を求めるといって実には両面価値という「アンビヴァレンス (ambivalence)」が共存していたのである。

フレーベルの思想の転換は、実に逆説的ではあるが、希望豊かな『ヘルバ・プラン』の挫折を経て、新たな希望を胸にスイスへの移住にお

ける自己の「革新」を求めての出奔であったのである。だが異国スイスでも結局、ドイツからの「異邦人」として処遇されることになるのである。従って、『ヘルバ・プラン』はカイルハウに始まるフレーベルの『人間の教育』の教育思想と教育実践の前期の総決算でもあったと結論されるのである。

2節「ヘルバ・プラン」の形成過程の時期

残された膨大な資料を要約すると、「ヘルバ・プラン」は以下の4時期にまとめることができる。⁹⁾

- (1) マイニンゲン公との直接交渉期 (1827年12月~28年4月)
- (2) 当局の審査期 (1828年5月~28年9月)
- (3) 仮協定の締結期 (1828年10月~29年3月)
- (4) プランの挫折期 (1829年3月~29年5月)

これらの経過からも明らかなように、フレーベルとマイニンゲン公との直接交渉から約一年程度の期間でヘルバ・プランは挫折に至っている。その最大の要因をW.ランゲの述べる「複雑な人間模様」にみるか、あるいは他の要因にみるか、見解のわかれるところである。

3節「ヘルバ・プラン」挫折の直接的原因

先のW.ランゲ版の資料からは不明であった「ヘルバ・プラン」挫折の原因は、今回のオリジナル資料の分析から、フレーベルとマイニンゲン宗務局との「仮協定の補足」にもとづく生徒募集に関する校閲をフレーベルが事前に受けていなかった点から宗務局の不信を買い(あるいはそれを口実にして)、仮協定補足の第5項に違反するものとされ、ヘルバ・プランが頓挫したことが明らかとなった。

今論者の手元にあるオリジナル資料(フレーベル博物館が所有していたファクシミリ版-図3)によれば、「教育施設への入学の特別な条件としてすでに『公示』したものに以下の点を付加する。」(Als besondere Bedingungen des Eintritts in die Erziehungsanstalt kommen zu der aus der Anzeigeschonbekanntenzinzu.)と記され、「全ての生徒は、以下の事物を持参しなければならない。」(Jeder Zögling muss nachstehendes mitbringen)と記され、19品目が具体的にかつきめ細かな指示をして挙げら

れ、「さらに」(Ferner)と記して、4点(鉛筆入れ、靴下、敷革、聖書)が追加されているのである。実に細やかな指示である。

結論

上記の「教育施設への入学の特別な条件」としてすでに『公示』(Anzeige)には入学に関する特別条項の「仮協定補足第5項目」として「入学に関する条件」に関しては、「事前に宗務局に届け」る旨の仮協定が結ばれていたのである。フレーベルはその仮協定に記されている「事前に宗務局への届」をせず、正式な手続きもせず、公国宗務局の主宰する週刊誌に直接印刷を発注したのである。¹⁰⁾(vgl., Heiland1993, s. 196ff.) このことが「ヘルバ・プラン」が破棄された直接的原因である。ただその「解釈」については関係資料の読み方(力点のおき所)によって異なると論者は結論づける。

脚注：

- 1) H. Heiland, Schulpädagogik. Friedrich Fröbels, Georg Olms Verlag, 1993. s. 309f.
- 2) Wichard Lange (hrsg.), Friedrich Fräbel's gesammelte pädagogische Schriften. 1. Bd. Biblio Verlag, Osnabrück, (Neudruck der Ausgabe 1862). 以下, 玉川大学出版部『フレーベル全集』と表記, 同書第三巻 68 頁。
- 3) 玉川大学出版部『フレーベル全集』第三巻, 所収; 「マイニンゲン領ヘルバに計画された国民学校」, 68-94 頁。
- 4) vgl., H. Heiland (hrsg.); Friedrich Fröbel. Die Konzeption des Helbaer Plans. Unveröffentlichte Dokumente aus der Keilhauer Zeit. In: H. Heiland, Schul - pädagogik Friedrich Fröbels, Hildesheim, 1993, s. s. 57-109.
- 5) ditto., s. 286f.
- 6) vgl., Heiland; Fröbel an den Herzog von Meiningen. Keilhau, im Februar 1828. Grundsätze und Plan zu errichtende Volkserziehungsanstalt. In; Heiland 1983, s. 308f.
- 7) vgl., H. Heiland., s. 185.
- 8) ditto., s. 283.
- 9) 拙論: 「未刊行資料の解読によるフレーベルの『ヘルバ・プラン』の研究」, 平成9年度~平成10年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))『研究成果

報告書』, 平成11年3月。

10) vgl., H. Heiland: Schulpädagogik Friedrich Fröbels, Hildesheim, 1993, s. s. 196ff.

以下論者所有オリジナル資料三点：

1. Allgemeine Zeitvertheilung.
 2. Uebersichtder Unterrichtsgegen - stände in der Volks erziehungs - anstalt.
 3. Als besondere Bedingungen des Eintritt in der Erziehungsanstalt - kommen zu der aus der Anzeige schon bekannten noch diese hinzu.
- を示す。

論者所有オリジナル資料 1. Allgemeine Zeitvertheilung
Allgemeine Zeitvertheilung.

Stunden.	Freitag.	Sonntag.	Montag.	Dienstag.	Mittwoch.	Donnerstag.	Freitag.	Sonntag.
1/6 — 6	Anfang des Tages durch religiösen Gesang, Betrachtung u. f. w. nach den Vorkenntnissen des Lebens und dem die Freiheit d. vor. Sonntags.							
6 — 7	A. B1+2 C. Religion.	A. B1+2 C. Keine Zahl.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.
7 — 8	A. B1. Gemeindef. B1. C. Schulmeister.	A. B1+2. Angewandte Zahl C. Naturlehre.	A. Lesen oder reine Zahl B1+2. C. Differenzen.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.
8 — 9	Spiel							
9 — 10	A. B1. Rechtschreiben. B1. C. Sprachbarstellung.	A. Sprachübungen. B1. Anschauung d. Sprachgebiets. B2. C. Sprachregeln und Formenlehre der Sprache.	A. B1. Betrachtung einzelner Pflanzentheile, besonders in Rücksicht auf ihre Entstehung. B2. C. Gewerksunde.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.
10 — 11	A. B1+2. Lesen. C. Geschichte.	A. Außenweltbetrachtung. B1+2. C. Erdkunde.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.
11 — 12	A. Sprachübungen. B1+2. Gesang.	A. B1. Rechnen im Verb. B2. Rechnen auf feiner Fläche. C. Aufgaben nach der Natur.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.
12 — 1	A. Übung d. Arme u. Finger für Schreiben, Rechnen u. Clavier. B1+2. C. Schönschreiben.	A. B1. Farbenübungen. B2. C. Naturgeschichte.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.	Mittwoch.
1 — 2	Mittagsessen.							
2 — 1/2	Vorbereitung der häuslichen und Wirtschaftsgeschäfte und überhaupt der Arbeiten an den Eingelen für den Nachmittag bis zum Abendessen, auch wohl schon den Abend, u. f. w.							
1/2 — 5	Vorbereitung häuslicher und Wirtschaftsgeschäfte und		Wenn es möglich, wenigstens mit der dritten Hälfte der Abende, größere Arbeiten, unterrichtet, Klavier oder Klavierunterricht, sammtliche Spargänge in die Natur oder die Kletterarbeiten der Handarbeit.		Wirtschaftsgeschäfte und		Mittwoch mit der zweiten Hälfte der Abende.	
5 — 7	der Hand- und				Mittwoch		Mittwoch	
7 — 1/2	Schluß des Tages durch religiösen Gesang und Betrachtung u. f. w.							
1/2 — 8	Abendessen.							
8 — 1/2	Spiel zu Erholung, Spiel und Speisegang, auch vielleicht zu Beförderung des noch Nöthigen für den morgenden Tag.							

論者所有オリジナル資料 2. Uebersicht der Unterrichtsgegenstände in der Volkserziehungsanstalt.

Halba 1829

Uebersicht der Unterrichtsgegenstände in der Volkserziehungsanstalt.

Der Unterricht in derselben zerfällt ihrem Geist und Blute nach für die Gesamtheit der Zöglinge in 3 große Classen. Sie bezeichnen sich selbst am besten durch den Namen

A. der hörenden,
 B. der äbenden [diese zerfällt durch ihre größere Handfertigkeit in 2 Abtheilungen],
 C. der ausführenden oder anwendenden Classe.

Die Unterrichtsgegenstände selbst, nach diesen Classen geordnet, nebst Angabe der Anzahl Stunden wöchentlich für jeden, sind folgende:

Spind. nöthigst.	C l a s s e n.			U n t e r r i c h t s g e g e n s t ä n d e	
	I.	II.	III.		
3.	A.	B ¹	B ²	C.	Religion.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Schönschreiben.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Lesen.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Keine Zahl.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Ordnung.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Sprachübung.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Inschauung des Sprachgebäudes.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Sprachgesetz und Sprachformenlehre.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Rechtschreiben.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Sprachdarstellung.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Zeichnen im Netze, Figurensuchen.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Zeichnen im Freyen, Gestalten.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Abzeichnen nach der Natur.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Farbenübungen.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Naturkunde (Irden-, Gewächs-, Thierkunde).
3.	A.	B ²	B ²	C.	Außenweltbetrachtung.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Erdkunde.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Geschichte.
2.	A.	B ²	B ²	C.	Rechnen.
2.	A.	B ²	B ²	C.	Angewandte Zahl.
2.	A.	B ²	B ²	C.	Naturlehre.
2.	A.	B ²	B ²	C.	Formenlehre.
2.	A.	B ²	B ²	C.	Gebirgslehre.
1.	A.	B ²	B ²	C.	Sprechübungen.
1.	A.	B ²	B ²	C.	Betrachtung einzelner Menschenwerke, besonders in Rücksicht auf ihre Entfaltung.
1.	A.	B ²	B ²	C.	Gewerbkunde.
3.	A.	B ²	B ²	C.	Übungen d. Arme u. Finger für Schreiben, Zeichnen, Clavierc.

Anmerk. Der Unterricht auf einzelnen musikalischen Instrumenten, so wie, wenn es nöthig sein sollte, der in fremden Sprachen, bleibt, als nicht zu den allgemeinen gehörend, besonders einzuzurechnenden Stunden überlassen. Gewisse Unterrichts- und Lehrgegenstände, die entweder unmittelbar aus den Arbeiten hervorgehen, oder sich gut mit ihnen verbinden lassen, werden während derselben betrieben werden, wodurch es möglich werden wird, bey der geringen Anzahl der Unterrichtsstunden für manche Gegenstände, den Unterricht doch, den angestrebtem Zweck gemäß, gründlich und genügend zu behandeln.

論者所有オリジナル資料 3. Als besondere Bedingungen des Eintritt in die Erziehungsanstalt kommen zu der aus der Anzeige schon bekannten noch diese hinzu.

Als besondere Bedingungen des Eintritts in die Erziehungsanstalt kommen zu der aus der Anzeige schon bekannten noch diese hinzu.

Jeder Bögling muß Nachstehendes mitbringen.

- 1 Bett, bestehend aus Matratze, Kissen, einer dickeren dämmenden Decke für den Winter hinlänglichen wollenen Decke, nebst dreymaligem vollständigen Bettbezüge, einer hinlänglichen Anzahl Ellen grober Leinwand zu einer Strohmattlage.
- 1 Duzend Hemden mit etwas breiten Kragen.
- 1 ½ Duzend Strümpfe, wovon ein Drittel wollene seyn müssen.
- 1 Duzend Schnupftücher.
- ½ Duzend Handtücher.
- ½ Duzend Kellertücher.
- 1 Tischbesteck.
- 1 Sonntagskleid, bestehend aus einem Rocke, Weste und langen Hantelbeinen.
- 3 Wochenkleider, am besten aus feinem ungebleichten Drück, oder ungebleichter Leinwand.
- 2 Winterwochenkleider, bestehend aus zwey wollenen Jacken und zwey Paar wollenen Beinkleidern.
- 2 Paar Unterhemden.
- 1 Mantel oder Mantelkragen.
- 2 blaue Staubmittel.
- 2 Paar kurze Stiefeln (besser 3 Paar) und 1 Paar Pantoffeln.
- 1 Mütze oder Kappe.
- Waschzeug, bestehend aus einem Schwamme, einer Zahnbürste und einem weiten und engen Kämme.
- 1 Kleiderbürste.
- 2 Schuhbürsten und eine blecherne Wischbüchse.
- 1 Puschürze.
- 1 Schwimmhose.

Ferner:

- 1 Federmesser, 1 Taschmesser, 1 Eitel.
- 1 Bibel.

Alle genannten Sachen müssen in gutem Stande, und Betten und Büsche haltbar und bestimmt gezeichnet seyn.

未刊行資料一覧：本チューリンゲン州立アルヒーフ所有の未刊行資料23点はコピーが厳禁されているので、その取り扱いについては十分留意されたい。

未刊行資料一覧

チューリンゲン州立アルヒーフ・マイニンゲン、州文部省、教会及び学校制度部門

Thüringisches Staatsarchiv Meiningen: Staatsministerium, Abt. Kirchen- und Schulwesen: Akte Helba (G 12), zit. als MA, G 12

1. Fröbel: Beilage C zu den Grundsätzen und Plan einer Volkserziehungsanstalt v. 28.2.1828 (Bl 14-25)
2. Fröbel: Beilage D zu den Grundsätzen und Plan einer Volkserziehungsanstalt/ Bildungsanstalt für die Juden betreffend v. 30.3.1828 (Bl 26-36R)
3. Nonne an Herzog v. Meiningen v. 9.4.1828 (Bl 12-13)
4. Aktennotiz v. Uttenhoven v. 17.4.1828 (Bl 1-2)
5. Herzog v. Meiningen über Fröbels finanzielle Forderungen August 1828 (Bl 11)
6. Punktation über Helba v. 10.12.1828 (Bl 37-38)
7. Reskript Herzog v. Meiningen v. 17.12.1828 (Bl 39)
8. Bericht Döbner v. 19.12.1828 (Bl 46-50R)
9. Bericht Konsistorium v. Meiningen v. 24.12.1828 (Bl 40-41R)
10. Bericht Konsistorium v. Meiningen v. 24.12.1828 (Bl 51-55)
11. Bericht Dammann v. 29.12.1828 (Bl 44-45)
12. Bericht Herzogl. Kammer v. Meiningen v. 30.12.1828 (Bl 42-43R)
13. Bericht v. Uttenhoven v. 2.1.1829 (Bl 56-57)
14. Reskript Herzog v. Meiningen v. 12.1.1829 (Bl 58)
15. Reskript Herzog v. Meiningen v. 2.2.1829 (Bl 59)
16. Fröbel an Konsistorium v. Meiningen v. 15.2.1829 (Bl 65-72)
17. Bericht Konsistorium v. Meiningen v. 24.2.1829 (Bl 61-64)
18. Reskript Herzog v. Meiningen v. 13.3.1829 (Bl 73)
19. Reskript Herzog v. Meiningen v. 17.3.1829 (Bl 74-74R)
20. Bericht der Herzogl. Kammer v. Meiningen v. 14.4.1829 (Bl 77-77R)
21. Reskript Herzog v. Meiningen v. 7.5.1829 (Bl 79)
22. Bericht Konsistorium v. Meiningen v. 14.5.1829 (Bl 80-81)
23. Reskript Herzog v. Meiningen v. 19.5.1829 (Bl 83)